
プロジェクト

項目 **第 47 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 47 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 1 月 23 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 48 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

「指標の報告のための算定期間に関する取扱い」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

（当委員会事務局が公表する解説記事等に対する意見）

2. 事務局による提案では、指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合の対応について、優先順位を踏まえ、解説記事等により情報を提供することを検討しているが、この「解説記事等」は、公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」（以下「2024 年 11 月公開草案」という。）とあわせて公表した【参考資料】期間調整を行う場合の合理的な方法の例（案）を指すのかどうかを確認したい。
3. 温室効果ガス排出量の報告については、他の制度における議論が並行して進んでいる。このことを踏まえると、サステナビリティ関連財務開示における温室効果ガス排出量の開示に関して、できるだけ早期に解説記事等を公表すべきである。
4. 解説記事等では、温室効果ガス排出量の測定にあたり見積りを用いることに言及すると考えられるが、企業が見積りを行う際に適用される定めの内容や留意すべき関連する事項を当該解説記事等に記載することが、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）の定めにつながりを理解するうえで有用である。
5. 企業が指標の測定にあたり見積りを用いた場合、適用基準における、測定の不確実

性に関する開示の定めが適用されるかどうかについて、解説記事等において説明すべきである。

6. 作成者から実務上の負担についての懸念が示されていることを踏まえると、忠実な表現のために企業が柔軟な対応を行うことができる旨とともに、重要性がない場合には必ずしも期間調整を行う必要はない旨を、解説記事等において説明することが有用である。

(我が国における制度間の調整に対する意見)

7. 金融商品取引法に基づく有価証券報告書における開示と「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）のための報告との間など、我が国における制度間の整合性について、それぞれの制度の目的が異なることは理解しているが、作成者に過度な負担がかからないよう、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「金融審議会ワーキング・グループ」という。）等の議論を通じて、制度間の調整が進むことを期待する。
8. 我が国における制度間の整合性があることは適切であると考えられるものの、整合性に過度に焦点を当てる結果、それぞれの制度の目的が達成できない場合や、かえって過度な負担につながる場合があることを懸念している。例えば、温室効果ガス排出の測定方法や用いる排出係数といった、整合させることができると考えられるものは整合させたいと、制度間の相互関係を明確にすることで相互運用可能性を高めるようにすべきである。

(文案に対する意見)

9. 2024年11月公開草案から「合理的な方法により期間調整を行う」旨の記述を削除するという事務局の提案に賛成である。この修文により、SSBJ基準における指標の報告のための算定期間についての定めと、IFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）における要求事項との整合性がより高まると考える。
10. 気候基準の結論の背景において、「合理的な方法により期間調整を行う」旨の記述を削除することにより、温対法を用いて温室効果ガス排出を測定する場合、例外なく報告期間に係る温室効果ガス排出量を算定しなければならないようにも読めるため、削除すべきではない。

また、仮に当該記述を削除しない場合、「期間調整を行う」という表現ではなく、

例えば「見積りを用いる」という表現を用いて、忠実な表現のために柔軟な対応が可能であることを示すことが望ましい。

11. 「サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間を対象とする」という表現について、適用基準本文の表現と整合的に、「サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と同じになる」又は「サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と一致させる」といった表現に修正することにより、趣旨がより明確になると考える。
12. 結論の背景において、「考えられる」という文言は不要ではないか。

（その他の意見）

13. SSBJ 基準において、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせることに対して、利用者のみならず、作成者、保証業務実施者、その他の利害関係者からの支持が改めて確認できたと説明されているが、一部のコメント提出者からは反対する意見が寄せられており、必ずしもすべてのコメント提出者から支持されたわけではない旨は指摘したい。

「2024年11月公開草案コメント対応表」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）

14. 確定基準において重要性に関する包括的な定めを置く予定であると説明されているが、これは適用基準における重要性に関する定めのことを指しているのかどうかを確認したい。
15. 当委員会以外の団体等が公表する開示作成のための参考情報についても、当委員会のホームページにおいてリンク先等の情報を提供することを検討する予定であると説明されているが、具体的に何の情報をどのような形式で提供することを想定しているのかを確認したい。
16. 「地球温暖化係数の再計算が不要であるかを再検討する」という表現があるが、これは「地球温暖化係数の再計算」ではなく、「排出係数の再計算」の論点であると考えられる。

「『サステナビリティ開示基準の適用』の文案」に対する意見（審議事項 A1-4 関連）

17. 文案では、重大な事象が発生した場合又は状況に重大な変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて、「影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク

及び機会を再評価しなければならない」と表現されているが、この定めに対応する ISSB 基準の要求事項である IFRS S1 号第 75 項(d)では「reassessment of the scope of all affected sustainability-related risks and opportunities」と表現されている。この点、IFRS S1 号第 75 項(d)における「the scope of」に対応する表現が文案にはないため、「影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価しなければならない」とすることが考えられる。

18. 結論の背景の文案では、確定基準公表後の対応について、SSBJ 基準に従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、公開の審議により検討すると説明されている。この点、当委員会の審議は原則としてすべて公開されているため、結論の背景において「公開の審議により」と明記する必要はないと考える。

『一般開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A1-5 関連）

19. 特段の意見は聞かれなかった。

『気候関連開示基準』の文案」に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

20. 文案では、気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の定めにおいて、どのような資産又は事業活動が含まれるのかに関して方針を定め、当該方針について開示することを求める定めが追加されているが、このようにした場合、ISSB 基準との差異になる可能性がある。SSBJ 基準においては、「企業がどのような資産又は事業活動を識別したのか」を開示することを要求すれば十分であると考えられる。なお、資本投下に関する産業横断的指標等の定めについても同様である。
21. 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等の定めにおける「どのような資産又は事業活動が含まれるのかに関する方針」という表現について、「方針」という用語は、例えば「気候関連のリスクに対して脆弱な資産又は事業活動に対して、経営上どのように対処する方針であるか」という意味と誤解される可能性がある。この「方針」という用語の意味を明確化すべきである。
22. 文案では、「異なる算定期間の情報の使用」の見出しに「特定の状況における」という文言を追加しているが、この「特定の状況」が何を指すのかがわかりづらい。気候基準案第 66 項(1)から(3)のすべての要件を満たす状況が「特定の状況」であることが理解できるように修文すべきである。

「『公表にあたって』の文案」に対する意見（審議事項 A1-6 関連）

23. 当委員会が確定基準を公表するにあたり、市場関係者は、2024年3月に当委員会が公表した「適用基準案」、「一般基準案」及び「気候基準案」（以下あわせて「2024年3月公開草案」という。）をどのように修文したかについて関心があるため、確定基準と2024年3月公開草案を比較した説明を提供することが考えられる。
24. SSBJ 基準は我が国における初めてのサステナビリティ開示基準であるという点を強調すべきである。
25. 金融審議会のワーキング・グループでは、すべてのプライム上場企業が SSBJ 基準を段階的に適用する方向性が示されており、この点を記載することが考えられる。
26. 例えば、サステナビリティ開示を組み込んだ資本市場の形成及び企業価値の向上といった観点から、SSBJ 基準がどのような役割を果たすことを当委員会が期待しているかというメッセージを記載することが考えられる。
27. 「本基準公表後の対応」において補足文書に言及しているが、補足文書の位置付けを説明すべきである。
28. 「IFRS サステナビリティ開示基準との差異等」という見出しがあるが、ISSB 基準と SSBJ 基準との項番対照表も重要な情報であるため、例えば「IFRS サステナビリティ開示基準との項番対照表及び差異等」の見出しに変更することが考えられる。
29. SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が ISSB 基準を適用した結果として開示される情報と整合性のあるものとなるようにすることを意図して、SSBJ 基準を開発した、という点を記載することが考えられる。
また、この国際的な整合性の観点から、ISSB 基準との「差異」という表現を見直すことが考えられる。
30. 2024年3月公開草案及び2024年11月公開草案に対するコメントでは、一部のコメント提出者から、SSBJ 基準及び関連する文書を英語に翻訳して公表すべきとの意見が寄せられている。特にグローバル投資家に対する情報発信として、「公表にあたって」の文書、SSBJ 基準又は関連する文書を英語に翻訳することを検討してはどうか。

以上